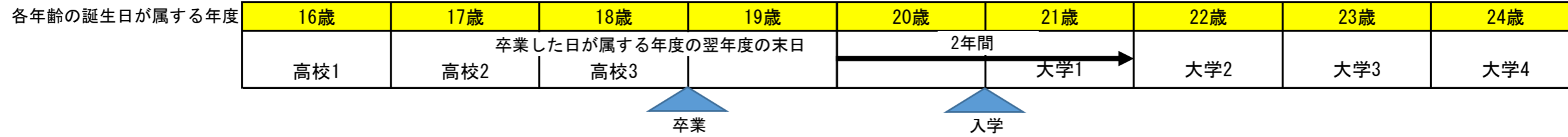


大学等に進学するまでの期間に関する要件について

【基本的な考え方】 高校等の卒業から大学等への入学までの期間により、選考対象者かどうかの判定を行います。

高校等の卒業者の場合

(始) 高校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 大学等に入学した日 までの期間が2年を経過していない者



高卒認定試験合格者の場合 (認定試験合格者等)

①

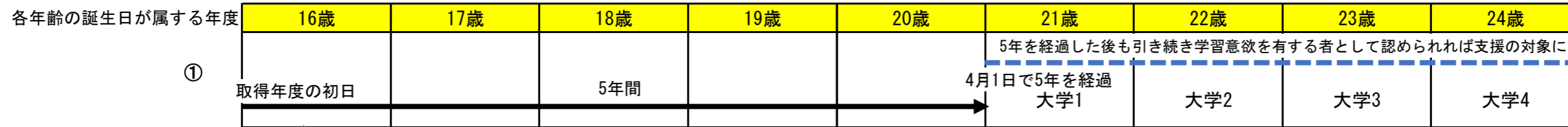
(始) 認定試験受験資格取得年度の初日 から
(終) 認定試験合格の日 までの期間が5年を経過していない者等

又は

5年を経過した後も引き続き学習意欲を有する者として機構が認める者

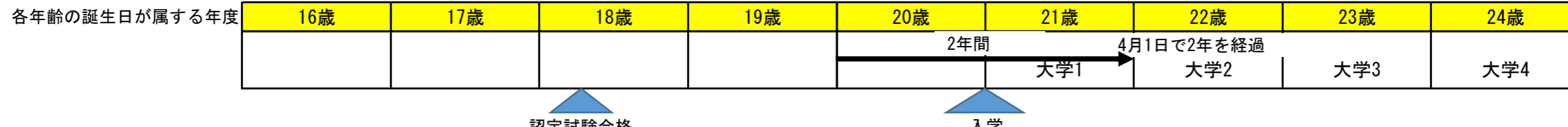
②

(始) 当該認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日 から
(終) 大学等に入学した日 までの期間が2年を経過していない者

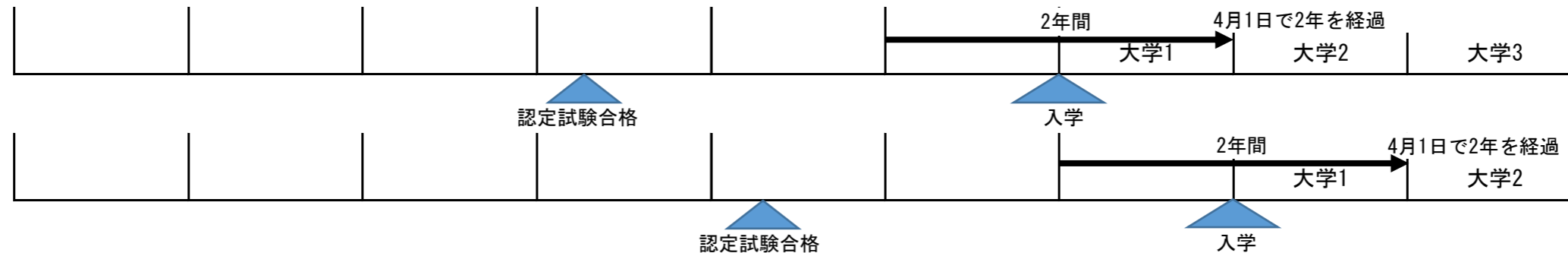


①

認定試験受験資格取得年度



②



個別の入学資格審査を経て入学する場合

学校教育法施行規則第150号第7号又は同令第183号第3号に該当する者
(終) 20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までに大学等に入学した者
(20歳に達した年度の翌年度の末日を超えて入学した場合は対象外)

